

(別紙)

申請者は、申請期間内に、事務局が定める方法で事務局に必要な情報及び証拠書類等を提出することにより、申請を行うものとする。

協力金の支給は、事務局の審査を経て、兵庫県（以下「県」という）が協力額を決定する贈与契約であり、協力金の受取りは、申請者から事務局への委任により、事務局を通じて行われるものとする。また、支給が決定した場合には支給決定通知書を、不支給が決定した場合には不支給決定通知書を事務局から申請者に送付する。

申請者は、申請の際に、事務局に協力金の受領に関して以下の内容を委任し、事務局との間で受領委任契約が締結されるものとする。

委任事項：

申請者は県から支給される協力金の受領権限を事務局に委任する。事務局は、代理受領した協力金を預り金として適切に管理のうえ、県が協力金として決定した金額について、遅滞なく、申請された口座への振込み依頼を行う。その際の費用は事務局が負担する。また、支給要件を満たさないこと等が判明した場合、事務局は申請者から返還を受けた協力金を申請者に代わって遅滞なく県に返還する。